

② 形質変更時要届出区域等に指定されることによるメリット

メリットその3：調査・措置の正当性の証明（11 ページ）

- (3) 法律に基づいた調査・措置を実施したことを示すことができます。

メリットその4：汚染管理の信頼性の確保（12 ページ）

- (4) 土壌汚染に関する情報を隠さずに公開していることを示すことができ、地域住民等からの信頼性向上が期待できます。
- (5) 形質変更時要届出区域に指定された場合、健康被害が生ずるおそれがない土地であることを証明できます。

メリットその5：汚染に関する情報の明確化（13, 14 ページ）

- (6) 汚染に関する情報が明確となり、将来のトラブル発生リスクを低減できることや土地取引時に不確定要素を排除できることが期待できます。

メリットその6：管理している土地の形質の変更の円滑化（15 ページ）

- (7) 現在、工場等が操業している土地において工場等を含め広い面積を形質変更時要届出区域に指定してもらうことにより、将来、掘削を伴う土地の形質の変更をする時でも、区域内で土壌を移動させるのであれば、法第16条の搬出の届出や汚染土壌としての処理を行う必要がありません。

メリットその7：自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の特例（16, 17 ページ）

- (8) 形質変更時要届出区域に指定される際に、一定条件を満たせば、自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域に併せて指定（台帳に記載）されます。

自然由来特例区域又は埋立地特例区域に指定されると土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壌が当該区域の帯水層に接しても差し支えなくなります。また、埋立地管理区域に指定されると、地下水位の管理又は地下水質の監視を行いながら施工すれば、基準不適合土壌が当該区域の帯水層に接しても差し支えなくなります。

【自然由来特例区域】

形質変更時要届出区域であって土壌の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地

【埋立地特例区域】

形質変更時要届出区域であって昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く）であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地

【埋立地管理区域】

1. 形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地
2. 形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地

メリットその8：基金の助成（18 ページ）

- (9) 要措置区域に指定され指示措置を行うにあたり、措置実施者の負担能力が十分でない等、一定の条件に合致する場合は、土壌汚染対策基金による対策の助成を受けられます（ただし、措置実施者が汚染原因者でない場合に限りです）。